

平成 2 5 年 3 月 定例会

河 合 町 議 会 会 議 録

平成 2 5 年 3 月 5 日 開会

河 合 町 議 会

平成25年第1回（3月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示.....	1
第 1 号（3月5日）	
○議事日程.....	3
○本日の会議に付した事件.....	4
○出席議員.....	4
○欠席議員.....	4
○出席説明員.....	4
○欠席説明員.....	5
○議会事務局出席者.....	5
○開会の宣告.....	7
○開議の宣告.....	7
○町長のあいさつ.....	7
○会議録署名議員の指名.....	12
○会期の決定.....	12
○付議事件の一括提案理由の説明.....	13
○報告第1号の質疑.....	23
○報告第2号の質疑.....	26
○議案第1号から議案第5号、議案第15号から議案第25号までの委員会付託.....	27
○議案第6号からの議案第14号までの委員会付託.....	28
○散会の宣告.....	29
○署名議員.....	31

河合町告示第2号

平成25年第1回（3月）河合町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成25年2月26日

河合町長 岡井 康 徳

1 期 日 平成25年3月5日

2 場 所 河合町議会議場

平成 2 5 年 3 月 5 日 (火曜日)

(第 1 号)

平成25年第1回(3月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成25年3月5日(火)午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 平成24年度河合町土地開発公社補正予算の報告について
- 日程第 4 報告第 2号 平成25年度河合町土地開発公社予算の報告について
- 日程第 5 議案第 1号 平成24年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 6 議案第 2号 平成24年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 7 議案第 3号 平成24年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 8 議案第 4号 平成24年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 9 議案第 5号 平成24年度河合町水道事業会計補正予算について
- 日程第10 議案第15号 河合町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第11 議案第16号 河合町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第17号 河合町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第18号 河合町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第14 議案第19号 河合町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 日程第15 議案第20号 河合町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第16 議案第21号 河合町水道法施行条例の制定について
- 日程第17 議案第22号 河合町都市公園条例の一部改正について
- 日程第18 議案第23号 河合町下水道条例の一部改正について
- 日程第19 議案第24号 河合町道路線の廃止について
- 日程第20 議案第25号 河合町道路線の認定について
- 日程第21 議案第 6号 平成25年度河合町一般会計予算について(別冊)

- 日程第 2 2 議案第 7 号 平成 2 5 年度河合町国民健康保険特別会計予算について (別冊)
- 日程第 2 3 議案第 8 号 平成 2 5 年度河合町生活資金貸付事業特別会計予算について (別冊)
- 日程第 2 4 議案第 9 号 平成 2 5 年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
(別冊)
- 日程第 2 5 議案第 1 0 号 平成 2 5 年度河合町下水道事業特別会計予算について (別冊)
- 日程第 2 6 議案第 1 1 号 平成 2 5 年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算について
(別冊)
- 日程第 2 7 議案第 1 2 号 平成 2 5 年度河合町介護保険特別会計予算について (別冊)
- 日程第 2 8 議案第 1 3 号 平成 2 5 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算について (別冊)
- 日程第 2 9 議案第 1 4 号 平成 2 5 年度河合町下水道事業会計予算について (別冊)
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 9 まで議事日程に同じ

出席議員 (13名)

1 番	馬 場 千恵子	2 番	杵 本 光 清
3 番	吉 村 幸 訓	4 番	岡 田 康 則
5 番	森 尾 和 正	6 番	池 原 真智子
7 番	西 村 潔	8 番	疋 田 俊 文
9 番	谷 本 昌 弘	1 0 番	中 尾 伊佐男
1 1 番	岡 井 誠 也	1 2 番	辻 井 賢 治
1 3 番	弓 戸 猛		

欠席議員 (なし)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者

町 長 岡 井 康 徳 副 町 長 荒 木 光 義

教 育 長	藤 岡 和 成	福 祉 部 長	中 尾 博 幸
住民生活部長	竹 林 信 也	ま ち づ ぐ り 推 進 部 長	東 正 次
総務部次長	竹 田 裕 昭	ま ち づ ぐ り 推 進 部 次 長	梅 本 英 則
教育部次長	井 筒 匠	政策調整課長	澤 井 昭 仁
財 政 課 長	福 井 敏 夫	税 務 課 長	岡 田 昌 浩
安 心 安 全 推 進 課 長	森 嶋 雅 也	住民福祉課長	大 西 孝 之
福祉政策課長	杉 本 正 範	社 会 福 祉 協 議 会 課 長	門 口 光 男
住民生活課長	津 田 浩 二	環境衛生課長	木 村 光 弘
ま ち づ ぐ り 推 進 課 長	堀 内 伸 浩	地域活性課長	山 本 孝 典
上水道課長	石 田 英 毅	教育総務課長	御 興 善 弘
生涯学習課長	上 村 欣 也		

欠席者（1名）

保健スポーツ課長 大 平 謙 治

会議に従事した事務局職員

局 長 増 田 善 紀 主 事 堀 内 一 憲

開会 午前10時00分

◎ 開会の宣告

○議長（池原真智子） 本日、告示第2号をもって平成25年第1回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、平成25年第1回定例会は成立しましたので開会します。

◎開議の宣告

○議長（池原真智子） これより本日の会議を開きます。

◎町長のあいさつ

○議長（池原真智子） 町長、招集の挨拶並びに施政方針を登壇の上願います。

○町長（岡井康徳） はい、議長。

○議長（池原真智子） 町長。

（町長 岡井康徳 登壇）

○町長（岡井康徳） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成25年第1回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらず、お元気でお揃いいただき厚くお礼申し上げます。また、平素の町政全般にわたるご支援、ご協力に対し、深く謝意を表すものでございます。

今議会においては、平成25年度の一般会計及び特別会計並びに企業会計それぞれの予算案と、それに関連する諸議案を提出いたしましたので、本町の現況と、将来あるべき姿を展望しながら、25年度の町政に対する基本方針と施策の一端を申し述べ、議員各位をはじめ町民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、国において、政府は、「経済の再生」を最重要課題と位置付け、円高・デフレから脱却し、強い経済を取り戻すため、24年度補正予算と25年度当初予算を合わせた、いわゆる「15ヶ月予算」により、切れ目のない経済対策を実施することとされました。本町において

も、当初予算案に併せて関連する24年度の補正予算案を今議会に提出いたしました。

25年度における本町の財政状況は、歳入面において、町税では増収と減収要因が混在し、ほぼ前年度程度、地方交付税においては2.3%の減額で、これらを合わせた主要一般財源は1.1%の減額と見込んでいます。このように財源確保が、引き続いて厳しい状況ではありますが、行財政の健全化を継続し、限られた財源を真に必要な事業に活用することを基本として、予算編成に取り組んだところであります。

その結果、一般会計当初予算の総額は59億円で、前年度に比べ1億6,000万円、2.6%の減額となっております。

なお、先般、政府から地方自治体に対し、地方公務員の給与についても国に準じて引き下げよう要請がありましたが、各自治体の定員管理と給与水準の適正な取り組み努力に、一定の配慮をするなどの調整が図られることから、本町への影響は他団体に比べて小さいと見込んでおります。

それでは、新年度の町政運営及び施策の概要につきまして、順次ご説明申し上げます。

まず、「河合のまちの夢ビジョン」については、4月から第3版をスタートする予定です。24年度は多くの方々から意見提案をいただき、更に進化させることが出来ました。この夢ビジョンは「簡素でわかりやすく」して「町民・議会議員と共有」し、夢や希望の先を「常に20年後」として、毎年改訂作業を行うことで、三者が同じ方向を向くことができる、他に例を見ない将来構想だと考えています。

今年度はこの夢ビジョンについて検証を行い、これまでの基本構想に変わりうるものとするよう更に検討してまいります。

夢ビジョンに定めた方向性と戦略を基に、事業を計画して実施する流れを「夢ビジョンシステム」と呼んでいますが、これらについてご説明申し上げます。

ソフトに関わる新商品開発事業計画関連では、これまで「自治会ニュースコンクール」や「河合のまち貸します」などの事業を実施してまいりました。次年度も可能なものから事業に着手あるいは試行し、河合ブランドの創造に努めてまいります。なお、商工会と共同で取り組んでいます「イメージキャラクター」づくりについては、まもなく愛称を決定して公表する予定です。25年度も、キャラクターづくりで盛り上がった気運を継続させるべく通年イベントとして取り組んでまいります。

次に河合町交通基本戦略の策定推進についてでございます。

少子高齢化が進む中、日々の生活の基礎となる「移動」に欠かせない町内公共交通網のサ

ービス向上及び公共交通空白地域の減少に向けて、早期に「河合町地域公共交通総合連携計画（運行効率化計画）」を策定し、この計画に基づき公共交通など移動の利便性確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、河合町バリアフリー基本構想の策定推進についてでございます。

高齢者、障がい者等の方々が、円滑な日常生活や社会生活を送ることができるまちづくりを進めるため、25年度末を目標に「バリアフリー基本構想」を策定し、鉄道駅（佐味田川駅・大輪田駅）をはじめとする公共施設等のバリアフリー化に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域振興を中心としたまちの活性化についてでございます。

地域交流、観光交流、情報発信、地産地消促進など、まちの活性化に資する中心施策の検討を進めるとともに、併せて周辺史跡や馬見丘陵公園等をめぐる自転車・散策ルートなどを整備することで来訪者を誘致し、まちの賑わいにつなげてまいりたいと考えています。

次に、学校規模の適正化についてでございます。

少子化の進展により、更に子どもが減少することが予測される中で、多様な価値観や社会性を育むことに加え、学校施設を適正に管理するため、学校の統廃合を「河合町学校再編実施計画」に基づき、具体的に進めてまいります。

さて、本町の人口動態の特徴は、20歳代の社会減にあります。現在転入転出者へのアンケート調査を実施していますが、これらの結果を踏まえて「Uターン促進」あるいは「Iターン促進」などの検討を進めます。また、今後の幼児教育のあり方・幼稚園と保育所のあり方についても検討してまいります。

続いて、主要施策別に、簡潔にご説明申し上げます。

第1は『個性と魅力を身近に感じる水辺の里づくり』であります。

都市計画道路天理王寺線は、本町の東西を通過する主要な幹線道路という認識のもと、早期開通をめざし、事業推進に努めてまいります。町道整備等については、主要幹線道路の舗装改修を計画的に実施してまいります。なお、補正予算で、町道の路面性状調査及び道路舗装修繕計画策定と橋梁長寿命化修繕計画策定の2事業を計上しこれを基に順次事業を実施してまいります。

上水道については、飲み水の安定供給のため、老朽化した西大和配水タンクの基礎調査費を計上し、施設状況の専門的かつ総合的な分析・判断を行います。下水道については、引き続き西大和地区における管路の更生工事等を実施し、耐震・減災対策を進めてまいります。

防災・防犯・消防対策についてでございますが、大きな災害において地域の絆はもっとも大切なものです。本町では早くから町民の方々がその大切さを認識して、自主的に大字自治会活動に取り組んでおられます。先進例として紹介されたその取り組みは、私が訴えております「心の田舎づくり」に共通するものでございます。本年度も自主的な活動が充実するよう支援してまいります。

防災の具体策としましては、これまでの取り組みに加えて、住民参加型防災訓練を実施し、地域での災害の備えを促進してまいりたいと考えております。

また、大規模広範囲にわたる災害に対応するために、県下37市町村を構成団体とする、奈良県消防広域化が進められております。本町といたしましては、新組合発足に向けて積極的に取り組み、消防力強化を図りたいと考えております。

第2は『ともに支えあい、健やかに暮らせる水辺の里づくり』であります。

より一層の交通安全対策が求められる中、昨年、第三小学校の子供たちが「交通安全子供自転車全国大会」におきまして、5位入賞という素晴らしい結果を残してくれました。この流れを高齢者にも広げたいとの思いから、子供たちを指導者とした高齢者自転車講習会を開催し多くの高齢者に運転指導を行いました。今後もこの流れを加速し、自転車安全運転の町を目指してまいりたいと考えております。

「保健・福祉のワンストップサービスの推進」については、地域包括支援センターの充実を図りその推進に努めてまいります。併せて、地域福祉の中心的役割を担う社会福祉協議会の改革についても検討を進めてまいります。

次に、老人福祉につきましては、地域包括支援センターを中心に、包括的な連携協調体制を整えていくとともに、介護予防教室や家族介護教室等の充実を図ります。障害福祉につきましては、新たに育成医療給付のための経費を計上し、また地域における自立した生活支援の充実を図るべく、成年後見制度利用の支援を行います。次に、児童福祉につきましては、総合的な子ども・子育て支援を推進するために、小学生までの子供を持つ家庭に対してニーズ調査を行う経費を計上しました。

次に、生涯スポーツの推進につきましては、25年度に「総合型地域スポーツクラブ」を開設し、誰もが健康でスポーツを楽しめる場として町民に提供してまいります。

環境衛生の推進につきましては、ごみの減量化対策として、自己処理責任が義務付けられている事業者排出ごみについて、今年度より処理手数料の料金改正を行いごみ排出の抑制を求めることとしました。

相談体制等の充実については、商品取引や販売方法の苦情・相談窓口として引き続き消費生活相談に積極的に取り組み、消費者に対する啓発と情報提供、また被害の救済ができるよう努めてまいります。

第3は『豊かな人間性と文化のあふれる水辺の里づくり』であります。

学校教育の推進については、河合町の未来をつくる子どもたちに、豊かな心と幅広い知識を身に付け、健やかな体を養い、社会の形成者としての認識をしっかりと持てるように教育することは、行政の大きな使命です。自分さえ良ければよいというのではなく、周りの人々に少しでも喜んでもらうことをしていくことに、喜びや生きがいを持つ子どもたちを育むことを目指してまいります。

また、「心の田舎づくり」を目標に、河合町の自然や文化、歴史等に、誇りと愛着を持てるための取組みを、今後も更に推進してまいります。

本県は、歴史的に見て災害の被害が比較的少ない土地柄ではありますが、日本列島が地震の活動期に入り、東南海・南海地震発生の確率が非常に高いとされていることから、地震に対する備えは不可欠です。

子どもたちの学校での安全を確保することはもとより、各学校を地域の避難場所として位置づけていることから、学校の耐震補強につきましては、24年度補正予算で計画を前倒しするとともに、25年度予算と合わせて計画を進めてまいります。

次に、生涯学習の推進につきましては、「地域の教育力」が注目される中、子どもたちと地域のみなさんとの交流を深める取組みである「通学合宿」を引続き積極的に支援するほか、学校の環境整備、登下校の安全確保等、学校支援ボランティア活動が更に充実するよう支援してまいります。

第4は『地域に根ざした産業が栄え、安定した生活を営む水辺の里づくり』であります。

観光振興については、全国都市緑化フェアより毎年秋に実施されている「馬見フラワーフェスタ」の開催に合わせ来場者に河合の魅力を発信するとともに、県とも連携しながら馬見丘陵公園を中心とした集客強化に取り組んでまいります。

商工関連では「河合町住宅リフォーム助成事業」を実施し、リフォーム工事の経費の一部を助成して、住民の住環境の向上及び地域経済の活性化を図ります。

第5『その他』の「計画的・効率的な行政の推進」であります。

町税の徴収率はこれまで様々な取り組みを実施し、現在は県平均及び全国平均を上回っておりますが、今後も引き続いて向上に取り組んでまいります。また、徴収体制の強化と効率

化のために近隣町村との徴収業務の共同化についても検討してまいります。

土地開発公社については解散プランに基づき、平成25年度末の解散を目指し取り込んでまいります。なお、いわゆる第三セクター債を活用し公社を解散することは、現在考えられる最善の方法であり、この機会を逃すことは将来に悪影響を及ぼすものと考えています。

以上、予算関連施策については、議案第6号から議案第14号までの一般会計、特別会計及び企業会計、並びに補正予算のうち、新規及び重点事業を中心にご説明いたしました。なお、詳細につきましては、別途「予算書」並びに「予算案の概要」をご覧いただきたいと存じます。

ここに重ねて、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、施政方針並びに招集のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（池原真智子） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、10番、中尾伊佐男議員、11番、岡井誠也議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（池原真智子） 日程第2 会期の決定を議題とします。

2月26日と本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、谷本昌弘議会運営委員長より会期等について報告願います。

○9番（谷本昌弘） 議長。

○議長（池原真智子） 委員長。

○9番（谷本昌弘） 去る2月26日及び本日、議会運営委員会を開会しましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日3月5日より3月13日までの9日間といたします。

本日の議事日程につきましては、議案1号から第25号までの25議案と報告第1号、第2号の2報告を本日一括上程し逐条審議いたします。

なお、一般質問につきましては、3月12日に本会議を再開し、受付順位で行いたいと思います。

以上、報告終わります。

○議長（池原真智子） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（池原真智子） ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日5日より13日までの9日間と決定します。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（池原真智子） それでは、理事者の方より議案第1号より第25号までの25議案と報告第1号、第2号の2報告について提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長（荒木光義） 議長。

○議長（池原真智子） はい、副町長。

（副町長 荒木光義 登壇）

○副町長（荒木光義） それでは、平成25年3月定例議会に上程いたされました、議案第1号から議案第25号までの25議案、報告第1号及び報告第2号の2報告、合計27案件につきまして、順次ご説明いたします。

議案第1号 平成24年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億7,297万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を64億9,815万9,000円とするものでございます。

第2条「繰越明許費」につきましては3ページをお開き願います。

震災対策農業水利施設整備事業で138万円、道路ストック（舗装）総点検事業で700万円、橋梁長寿命化修繕計画策定事業で100万円、中学校施設耐震化事業で2億4,617万3,000円、合計2億5,555万3,000円を計上させていただいております。

第3条「地方債の補正」につきましては、4ページをお開き願います。

このことにつきましては、学校教育施設等整備事業債の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を6億1,100万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明いたします。12ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費では3,764万円の減額で、内容につきましては、財産管理費で土地開発公社借入金に係る利子補給金の不用額169万4,000円の減額。次に、財政調整基金費では財源調整により3,594万6,000円の減額となっております。

同じく、4項選挙費では68万5,000円の減額で、内容につきましては、衆議院議員選挙費で経費の確定に伴う減額となっております。

3款民生費、1項社会福祉費では5,612万4,000円の増額で、内容につきましては、社会福祉総務費で国保特会と介護特会への繰出金で2,821万円の増額となっております。

次に老人福祉費では、老人ホーム入所事業費不用額200万の減額。障害福祉費では補装具給付費増加に伴い160万円の増額、自立支援医療給付費増加に伴い281万1,000円の増額、地域生活支援事業費増に伴い118万円の増額、介護給付費増により2,090万9,000円の増額、障害者自立支援特別対策事業で自立支援法改正に伴うシステム購入費94万5,000円の増額となっております。

次に国民健康保険医療助成費では低所得世帯に対する国保税軽減分事業費確定に伴い246万9,000円の増額となっております。

4款衛生費、2項清掃費では204万7,000円の減額で、し尿処理費で葛城清掃事務組合分担金の確定に伴い減額となっております。

6款農林商工費、1項農業費では138万円の増額で、内容につきましては、農地費で、国の第1号補正予算を受けて、ため池の緊急点検を行うものです。

7款土木費、2項道路橋梁費では800万円の増額で、内容につきましては、道路新設改良費で、先ほどと同じく国の第1号補正予算を受けて、町道の路面性状調査及び道路舗装修繕計画策定と橋梁長寿命化修繕計画策定の2事業を実施するものです。

同じく4項都市計画費では167万円の増額で、公共下水道費で下水道事業特別会計補正に伴う財源調整分として増額となっております。

9款教育費、3項中学校費では2億4,617万3,000円の増額で、内容につきましては、中学校建設費で国の第1号補正予算を受け、平成24年度末で耐震2次診断調査が完了する予定の河合第1中学校校舎棟1棟と河合第2中学校体育館の耐震補強工事を前倒し実施するため、

2億2,600万円の増額、及び中学校2校で耐震2次診断調査が完了していない校舎棟などの耐震2次診断及び耐震補強計画策定を前倒しで実施するため2,017万3,000円の増額となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。8ページをお開き願います。

13款国庫支出金、1項国庫負担金で1,049万5,000円の増額。

同じく2項国庫補助金で9,330万8,000円の増額。

14款県支出金、1項県負担金で667万2,000円の増額。

同じく2項県補助金で124万円の増額。

同じく3項県委託金で64万円の減額。

20款町債、1項町債で1億6,190万円の増額となっております。

以上、歳入歳出2億7,297万5,000円の増額補正となっております。

議案第2号 平成24年度河合町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,718万9,000円を減額し、歳入歳出予算総額を22億2,475万6,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明いたします。10ページをお開き願います。

2款保険給付費、1項療養諸費、同じく2項高額療養費では、財源の振替となっております。

3款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金では167万4,000円の減額となっており、老人保健医療費拠出金の額確定に伴い減額となっております。

5款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金では415万9,000円の減額となっており、高額医療費拠出金の額確定に伴い1万9,000円の減額、保険財政共同安定化事業拠出金の額確定に伴い414万円の減額となっております。

6款保険施設費、2項特定健康診査等事業費では事業費不用額1,137万4,000円の減額となっております。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金では1万8,000円の増額で、国庫金精算返還金確定に伴う増額となっております。

次に歳入についてご説明いたします。6ページをお開き願います。

2款国庫支出金、1項国庫負担金で341万5,000円の減額。

同じく2項国庫補助金で4,464万4,000円の減額。

4款県支出金、1項県補助金で10万円の減額。

同じく 2 項県負担金で284万7,000円の減額。

5 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金で558万円の増額。

6 款繰入金、1 項繰入金で2,823万7,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出1,718万9,000円の減額補正となっております。

議案第 3 号 平成24年度河合町下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

第 1 条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ756万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を 7 億5,706万1,000円とするものでございます。

第 2 条「繰越明許費」につきましては 3 ページをお開き願います。

流域下水道事業で1,124万1,000円を計上させていただいております。

第 3 条「地方債の補正」につきましては、4 ページをお開き願います。

このことにつきましては、3 事業の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を 2 億410万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明いたします。12ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、1 款総務費から 4 款公債費まで、すべて事業費確定に伴う増額並びに不用額の減額となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。8 ページをお開き願います。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料で440万9,000円の減額。

同じく 2 項手数料で3,000円の増額。

2 款国庫支出金、1 項国庫補助金で50万円の減額。

3 款財産収入、1 項財産運用収入で3,000円の減額。

5 款繰入金、1 項繰入金で167万円の増額。

7 款町債、1 項町債では1,080万円の増額となっております。

以上、歳入歳出756万1,000円の増額補正となっております。

議案第 4 号 平成24年度河合町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

第 1 条「保険事業勘定の歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ820万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を14億1,861万3,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。10ページをお開き願います。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費では2,300万円の増額で、受給者増加などによる給付費の増額となっております。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、同じく2項包括的支援事業任意事業費については、すべて不用額の減額となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお開き願います。

1款保険料、1項介護保険料で761万4,000円の増額。

4款国庫支出金、1項国庫負担金で302万9,000円の増額。

同じく2項国庫補助金で281万9,000円の減額。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金で377万2,000円の増額。

6款県支出金、1項県負担金で1,592万5,000円の減額。

同じく3項県補助金で1,009万円の増額。

7款繰入金、1項一般会計繰入金で244万2,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出820万3,000円の増額補正となっております。

議案第5号 平成24年度河合町水道事業会計補正予算についてでございます。

このことにつきましては、収益的支出において354万3,000円を追加し、予算額を6億2,613万5,000円とするものでございます。

補正いたします内容は、過年度損益修正損で平成17年度分の水道料金を不納欠損処理いたしたく、増額補正をお願いするものでございます。

議案第6号から議案第14号までの9議案につきましては、平成25年度河合町一般会計並びに7特別会計、1企業会計の当初予算についてでございます。

この議案につきましては、皆様に「予算書及び予算に関する説明書」並びに「予算案の概要」を配付しておりますので、ごく簡単にご説明させていただきます。

それでは、議案第6号 平成25年度河合町一般会計予算についてでございます。予算書の5ページをお開き願います。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を59億円と定め、前年度予算額と比較いたしまして1億6,000円の減額、率で2.6%の減となっております。

第2条「債務負担行為」につきましては、14ページをお開き願います。

地方自治法第214条の規定により債務を負担することが出来る事項、期間及び限度額を定めており、表のとおり、河合町土地開発公社が平成25年度中に、金融機関から受ける融資に対する債務保証として、28億6,590万円と定めるものでございます。

第3条「地方債」につきましては、15ページをお開き願います。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債

の方法、利率及び償還の方法を定めており、表のとおり、3事業、起債限度額4億2,910万円と定めるものでございます。

第4条「一時借入金」につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の限度額を20億円と定めるものでございます。

第5条「歳出予算の流用」につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の金額を流用できる場合を定めております。

議案第7号 平成25年度河合町国民健康保険特別会計予算についてでございます。203ページをお開き願います。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を23億300万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、金額で6,800万円の増額、率で3.0%の増となっております。

第2条「歳出予算の流用」につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の金額を流用できる場合を定めております。

議案第8号 平成25年度河合町生活資金貸付事業特別会計予算についてでございます。239ページをお開き願います。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を20万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、同額となっております。

議案第9号 平成25年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計についてでございます。255ページをお開き願います。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を1,100万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、金額で1,500万円の減額、率で57.7%の減となっております。

議案第10号 平成25年度河合町下水道事業特別会計予算についてでございます。271ページをお開き願います。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を7億4,700万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、金額で100万円の減額、率で0.1%の減となっております。

第2条「地方債」につきましては274ページをお開き願います。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めており、表のとおり、4事業、起債限度額2億50万円と定めるものでございます。

議案第11号 平成25年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算についてでございます。305ページをお開き願います。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を360万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、同額となっております。

議案第12号 平成25年度河合町介護保険特別会計予算についてでございます。321ページをお開き願います。

保険事業勘定につきましては、第1条「歳入歳出予算」で予算の総額を15億900万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、金額で1億8,400万円の増額、率で13.9%の増となっております。

次に介護サービス事業勘定につきましては、第1条「歳入歳出予算」で予算の総額を4,400万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、同額となっております。

第2条「歳出予算の流用」につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、保険事業勘定の歳出予算の各項の金額を流用できる場合を定めております。

議案第13号 平成25年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算についてでございます。371ページをお開き願います。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を2億7,100万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、金額で900万円の減額、率で3.2%の減となっております。

議案第14号 平成25年度河合町水道事業会計予算についてでございます。別冊の予算書1ページをお開き願います。

第2条「業務の予定量」は予算書のとおりでございます。

第3条「収益的収入及び支出」の予定額につきましては、収入額を5億8,540万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、金額で3,719万2,000円の減額、率で6.0%の減。

また、支出額を5億4,308万2,000円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、金額で7,951万円の減額、率で12.8%の減となっております。

第4条「資本的収入及び支出」の予定額につきましては、支出を4,381万1,000円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、金額で497万円の増額、率で12.8%の増となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,381万1,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金3,381万1,000円と建設改良積立金1,000万円で補填するものでございます。

第5条「一時借入金」につきましては、限度額を3,000万円と定めるものでございます。

第6条「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」として、職員給与費

5,098万8,000円と定めるものでございます。

第7条「たな卸の購入限度額」につきましては、100万円と定めるものでございます。

議案第15号 河合町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法が、平成24年5月に公布されたことにより、国において新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令された場合、各市町村長は直に対策本部を設置し、住民の生命及び健康を保持するべく総合的に対策を推進するために、条例を制定するものでございます。

なお、この条例は、法の施行の日から施行するものでございます。

議案第16号から議案第23号の8議案につきましては、いずれも、平成23年に法律第37号及び第105号として公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定による、条例の制定及び改正でございます。

それでは各議案についてご説明いたします。

議案第16号 河合町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正され、一定の園路及び広場、休憩場、駐車場、便所等を設置する場合は、移動等を円滑に行えるために必要な設置に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

なお、この条例につきましては平成25年4月1日から施行するものでございます。

議案第17号 河合町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正され、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準が地方公共団体の条例に委任されたことを受けて、主務省令で定める基準を参酌して条例を制定するものでございます。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

議案第18号 河合町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、道路法が改正され、道路構造令の一部を除き、町道の構造の技術的基準が地方公共団体の条例に委任されたことを受けて、道路構造令を参酌して条例を制定するものでございます。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

議案第19号 河合町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてございま

す。

このことにつきましては、道路法が改正されたことにより、案内標識、警戒標識並びに補助標識の寸法について、地方公共団体の条例に委任されたことを受けて、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令を参酌して条例を制定するものでございます。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

議案第20号 河合町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、河川法が改正され、準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準が地方公共団体の条例に委任されたことを受けて、政令を参酌して条例を制定するものでございます。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

議案第21号 河合町水道法施行条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、水道法が改正され、布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術監督者の資格について、地方公共団体の条例に委任されたことを受けて、条例を制定するものでございます。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

議案第22号 河合町都市公園条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、都市公園法の改正により、都市公園法の配置及び規模、都市公園に公園施設として設けられる建築物の面積の基準が地方公共団体の条例に委任されたことを受けて、条例を制定するものでございます。また、都市公園条例別表第一の42番目に緑ヶ丘公園の設置（移管）を追加するものでございます。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

議案第23号 河合町下水道条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、公共下水道の構造の技術上の基準、都市下水路の構造の技術上の基準、都市下水路の維持管理の技術上の基準について、地方公共団体の条例に委任されたことを受けて、条例の一部を改正するものでございます。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

議案第24号 河合町道路線の廃止について並びに議案第25号 河合町道路線の認定についてでございます。

このことにつきましては、平成22、23年度に基盤地図情報作成に合わせて道路台帳の見直

し及び更新作業を実施した結果、道路法第8条・第10条各項の規定に従い、町道全路線について一括で廃止し、一括で認定するものでございます。

報告第1号 平成24年度河合町土地開発公社補正予算の報告についてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告するものでございます。予算書1ページをお開き願います。

第2条「収益的収入及び支出」では、りそな銀行分を借入利率の有利な南都銀行に借換えいたしましたので、利子補給金及び支払利息をそれぞれ169万4,000円減額するものでございます。

第3条「資本的収入及び支出」では、借換えに伴い借入金及び償還金を13億8,640万円増額するものでございます。

報告第2号 平成25年度河合町土地開発公社予算の報告についてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告するものでございます。予算書1ページをお開き願います。

第2条「業務の予定量」で用地処分面積1082.96㎡を計上いたしております。

第3条「収益的収入及び支出」では、公社地売却による収益3,000万円、受取利息3万円、一般会計から利子補給金として5,513万円、雑収益2万円、合計8,518万円の収入となっております。支出では公有地取得事業原価3,000万円、販売費及び一般管理費で200万円、支払利息5,513万円、予備費50万円、合計8,763万円となっております。

第4条「資本的収入及び支出」では、資本的収入の借入金29億4,590万円に対し、資本的支出の借入金償還金では29億7,590万円となっております。

第5条「借入金」については、その目的、限度額、借入の方法、利率を予算書のとおり定めるものでございます。

第6条は「予算の弾力運用」について定めております。

なお、報告第1号並びに第2号につきましては、去る2月19日に開催されました、河合町土地開発公社理事会で承認されておりますことを報告いたします。

以上、上程いたされました27案件の説明とさせていただきます。よろしく、ご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（池原真智子） 暫時休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前 11 時 11 分

○議長（池原真智子） 再開します。

◎報告第 1 号の質疑

○議長（池原真智子） 日程第 3 報告第 1 号 平成24年度河合町土地開発公社補正予算の報告についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○7 番（西村 潔） 議長。

○議長（池原真智子） 西村議員。

○7 番（西村 潔） 24年度の補正予算についてということで、6つ質問させていただきます。

まず1ページのところで169万4,000円の支払利息の減額理由、先ほどの説明ではりそなから南都銀行に振り替えたということで減額になったと。これの経緯について、それと利息の計上方法、これ以前にも質問させてもらったと思うんですけど、この借入限度額についてはおって関係金融機関と調整するということですが、これについての説明をもう一回お願いしたいと思います。利息というのは当初から決まっているんじゃないかと思うんですけど、これをネゴシヤブルでこういうふうに変額できるのかどうかということで、この経緯について説明お願いしたいと思います。

それから、1ページの13億8,640万円の増額補正。この書類で見ますと、りそな銀行から南都銀行に振り替えてるということですね。金利については2.475と1.975と分かれておりまして、この補正を行った理由、減免といいますか利率をカットできるという先ほどの質問と関係出てくるかもしれませんが、途中でそういうふうに借換と言いますか、南都とりそなの調整をした結果だと思いますけど、これの経緯ですね。これの理由を明確にしてほしいと思います。

それから借入金28億7,590万の内訳ですけど、これは昨年24年度予算を見たら、各金融機関の残高ということで理解しておりますけど、基収残高28億7,590万ということで、そうい

うふうに理解していいのかどうかということの確認ですね。

4番目に、南都銀行とりそなの調整経緯と言いますかね、これについては我々議会としてはできる限り利息とか負担を軽くしてもらおうということで、努力はされてるとは思いますが、今後の公債発行ですね、これから起債、6月以降三セク債を発行する上で方向性があるのか、それと関係しているのかどうかということで、この起債発行条件に対する影響があるのかどうかですね、この辺のところの説明をお願いしたいと思います。

それから3ページのところで、資金計画では借入金の補正額13億8,640万円の計上しております、借入金の明細書では12億8,900万円となってるわけですね。資金計画上では9,740円多くなってるということについての説明をお願いしたいと思います。

それから6つ目ですけど、南都銀行の金利差2.475と1.975と出てきてるわけですが、この金利についての考え方、各金融機関との話になるんですけど、けっこう0.5%金利が安くなっているということについて、金融機関側がオーケーだということだと思いますけど、これになる理由というのか、我々途中でこういうこと起こり得るということについての説明をお願いしたいと思います。24年度の補正予算については質問以上ということですよ。

○総務部次長（竹田裕昭） はい、議長。

○議長（池原真智子） 総務部次長。

○総務部次長（竹田裕昭） 利息の決定の方法ですけども、まず借入る前にいったん利息のほうは利率は決定しております。ただ今回、りそな銀行、南都銀行、交渉を行いまして、一応公社借入金を1月31日付でりそな銀行分を利率の良い南都銀行に借換を行っております。

また1ページの169万4,000円の支払利息減額の理由にもなりますけども、南都銀行分の利息の見直しを行った結果、及び葛城清掃事務組合の利率の確定に伴い、支払利息が減少したため減額補正を行っております。減額補正の内容につきましては、南都銀行、これが113万3,000円、りそな銀行分が54万9,000円となっております。また葛城清掃事務組合につきましては1万2,000円の減額、合計169万4,000円の減額となっております。

続きまして、13億8,640万円の増額補正の経緯と理由でございますけども、りそな銀行借換分13億2,480万円及び当初予算で計上しておりました土地の売却益6,160万円、これが1月に公売した結果、不調に終わりました。町の買戻しが現在難しくなっておりますので、借入金6,160万円が不足されることが予測されますので、増額補正をいたしております。

次に借入償還金28億7,590万円の内訳についての説明ですけども、これにつきましては補正前の額で当初予算の借入金、これの基収残高でございます。内訳につきましては、南都銀

行14億2,610万円、りそな銀行13億2,480万円、それと24年の当初ですので河合町分1億2,500万円、この分については葛城清掃事務組合に変換する分でございます。

南都銀行とりそな銀行の調整の経緯、また今後の公債発行での条件への影響ということでございますけども、公社の借入利率について公社の借入先である南都銀行、それからりそな銀行と交渉を行いました結果、南都銀行からりそな銀行分を南都銀行に借り換えることを条件に借入利率を現在の2.475%、そこから0.5%引き下げて1.975%での融資の提案がございました。この提案により、今年度の利息は約170万円減額、また平成25年度で言いますと約1,100万円の減額が見込まれるため借換を行っております。今回の借換で今後の公債発行の条件への影響ということでございますけども、影響はないというふうに考えております。

次に、資金計画で借入金補正額13億8,640万円の計上、それから借入明細書では12億8,900万円となっていると、これの9,700万円多くなっている理由についてということでございますけども、補正予算と比較して借入明細者における補正増減高が多くなっている理由についてですけども、借入金明細書は今期末における借入先ごとの予定残高を記入しており、本年度予定事業等の完了後における借入先ごとの残高増減を記入していることに乗せて、補正額は本年度事業の予定上必要となる最大限を見込んでいるということで、予定している売却等が不調に終わった場合に必要となる借入金の額も含めて算定しているため、差が生じているということになります。

次に南都銀行の金利差2.475%と1.975%についてですけども、平成25年1月までの金利が2.475%、1月31日付で利率の見直しをみましたので、それ以降は1.975%の利率に変更しております。この利率の根拠ですけども、一応、南都銀行の短期プライムレート、これが1月31日付現在が2.175%、借換前が短期プライムレートプラス0.3ということで2.475%、借換後が短期プライムレートマイナス0.2ということで1.975という形になっております。

以上です。

○議長（池原真智子） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（池原真智子） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

よって、報告第1号 平成24年度河合町土地開発公社補正予算の報告については報告済といたします。

◎報告第2号の質疑

○議長（池原真智子） 日程第4 報告第2号 平成25年度河合町土地開発公社予算の報告についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（「なし」と言う者あり）

○7番（西村 潔） はい、議長。

○議長（池原真智子） 西村議員。

○7番（西村 潔） 25年度予算について質問いたします。

まず1ページのところの用地処分で3,000万上がっておりまして、坪単価でいくと9万1,400円ぐらいになるわけですね。これは平成24年度で売り残した物なのか、あるいは新規で売却を予定しているのかどうかということについて、この予定の土地の明細等について説明をお願いしたいと。

それから利子補給金ですけど、これ5,513万円。前年度の補正では6,427万1,000円ということで、先ほど南都銀行が優遇金利と言いますか、1.975と説明をされてた関係で914万円くらい減少するのかなどかの確認をお願いしたいと思います。

それから6ページの所の葛城清掃事務組合からの借入予定が当初に比べると、25年度1億1,000万円増加する資金繰りになってる訳ですけど、これの経緯ですかね。金利が安いということもあると思いますけど、それであればさらにつり増しをするということも可能かどうかですね。こういう葛城清掃事務組合との関係についての借入金のやり取りがどこまでどういうふうにできるのかについて、今回1億1,000万増加するということも含めて説明してほしいと思います。

それから、予定貸借対照表では8ページの所ですけど、借入金28億3,590万円。前年度28億430万円ということで3,160万円増加してるわけですね。普通、売却をするということは借入金等については減ってるはずだと思うんですけど、これなんで3,160万円増加するのかということについての説明をお願いしたいと思います。以上です。

○総務部次長（竹田裕昭） はい、議長。

○議長（池原真智子） 総務部次長。

○総務部次長（竹田裕昭） まず用地処分1,082.96㎡についての説明でございます。この分に

つきましては、公社土地売却分、町の買戻しを予定しております。これは昨年度の分じゃなしに新規という形で考えております。場所につきましては、西穴闇地内の特定土地10筆を予定しております。売却予定金額については簿価で計上しております。

次に利子補給金5,513万円ですね。これが914万円減少する理由ですけれども、りそな銀行分を利率の有利な、先ほども言いましたけれども南都銀行に借換しました。また同時に、南都銀行分の利息の見直しも行いました。その結果、支払利息が現状しております。これにつきましては、平成24年度は1月31日に借換をしたため2ヶ月分の影響でしたけれども25年度は1年が減額ということになります。

次に葛城清掃事務組合から借入金予定額が1億1,000万円増加する理由についてですけれども、葛城清掃事務組合からの借入金につきましては総額10億円を加入団体8市町で割り振られ貸付金額が決まっています。今回、香芝市の土地開発公社、これが平成25年度末、今3月に解散されるため、返済されます。それに伴い追加融資の希望調査がありまして、要望を行った結果、1億1,000万円追加融資が決定されたところでございます。

次に予定貸借対照表の借入金28億3,590万円、これが3,160万円増加する理由でございますけれども、24年度当初予算では土地売却益の償還6,160万円、これを計上しておりましたけれども、先ほども言いましたように1月に公売した結果、不調に終わり町の買戻しが難しくなりました。平成24年度中に償還できなくなるため、平成25年度予算では3,000万円の売却益による償還を予定しておりますので平成24年度より借入金が増加するというふうになります。以上です。

○議長（池原真智子） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

よって、報告第2号 平成25年度河合町土地開発公社予算の報告については報告済といたします。

◎議案第1号から議案第5号、議案第15号から議案第25号

の委員会付託

○議長（池原真智子） 日程第5、議案第1号、日程第6、議案第2号、日程第7、議案第3

号、日程第8、議案第4号、日程第9、議案第5号、日程第10、議案第15号、日程第11、議案第16号、日程第12、議案第17号、日程第13、議案第18号、日程第14、議案第19号、日程第15、議案第20号、日程第16、議案第21号、日程第17、議案第22号、日程第18、議案第23号、日程第19、議案第24号、日程第20、議案第25号の審議方法についてお諮りします。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(池原真智子) 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(池原真智子) ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

報告します。

議案第1号を総務常任委員会に付託します。

議案第2号、第4号、第15号を厚生常任委員会に付託します。

議案第3号、第5号、第16号から第25号を経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第6号から議案第14号までの委員会付託

○議長(池原真智子) 日程第21、議案第6号、日程第22、議案第7号、日程第23、議案第8号、日程第24、議案第9号、日程第25、議案第10号、日程第26、議案第11号、日程第27、議案第12号、日程第28、議案第13号、日程第29、議案第14号までの審議方法についてお諮りします。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(池原真智子) 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(池原真智子) ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

報告します。

特別委員会を設置します。委員会の名称は予算審査特別委員会とします。

ただいま設置しました委員会の委員数及び委員の選任については、どのようにしたらよいかお伺いします。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(池原真智子) 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(池原真智子) ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。
暫時休憩します。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時34分

○議長(池原真智子) 再開します。

予算審査特別委員会委員は5名とします。

委員の選任の結果を報告します。

予算審査特別委員会の委員には、杵本光清議員、吉村幸訓議員、森尾和正議員、岡井誠也議員、弓戸猛議員、以上の5名とします。

それでは、委員長、副委員長の互選をお願いします。

その間、暫時休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時42分

○議長(池原真智子) 再開します。

互選の結果を報告します。

予算審査特別委員会の委員長には岡井誠也議員、同副委員長には弓戸猛議員が選任されました。

◎散会の宣告

○議長(池原真智子) 以上をもって、本日の日程はすべて議了しました。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（池原真智子） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会します。

散会 午前11時44分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 池原真智子

署 名 議 員 中尾伊佐男

署 名 議 員 岡井誠也